

特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会調査事務規程

(目的)

第1条 この規程は、介護保険法施行令第37条の6第1項の規定により、特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会（以下「調査機関」という。）が行う調査事務の実施に関して必要な事項を定める。

(調査事務を行う時間及び休日)

第2条 調査機関は、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時まで、その調査事務を行う。

(調査事務を行う事務所)

第3条 調査機関は、盛岡市中ノ橋通二丁目4番16号に事務所を置く。

(手数料の収納方法)

第4条 調査機関は、調査対象事業者に対して、収納期限及び振込先の口座等について通知し、調査を行う10日前までに通知し、岩手県手数料条例に定める調査手数料を収納させる。

(調査事務の実施方法)

第5条 調査機関は、公正に、かつ、県が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行う。

- 2 調査機関は、調査対象事業者に対して、調査を実施する日時について、調査を行う30日前までに通知する。
- 3 調査機関は、調査終了後速やかに郵送、電子メール等の方法により指定情報公表センターに報告する。
- 4 調査機関は、事業者から調査結果に同意が得られない場合は、その経過について記録し、指定情報公表センター等の意見を聴いた上で再調査を行う。
- 5 調査機関は、再調査の結果について、指定情報公表センターに報告する。

(調査事務に関する帳簿の管理)

第6条 調査機関が保有する帳簿は次のとおりとし、善良な管理の注意をもって保管する。

- (1) 調査実施年月日、調査対象事業者名及び調査を行った調査員名が記載する帳簿
 - (2) その他必要な帳簿
- 2 帳簿は、電子媒体、又は紙等の管理方法によって保管する。

(調査に関する相談・苦情処理等の報告)

第7条 調査機関は、調査に関する相談・苦情を受理した時は、誠実にこれに対応し、内容等について記録し、情報公表センターに報告する。

(調査員)

第8条 調査機関は、調査事務を行う調査員の身分等の明確をはかるため、委嘱発令をし、身分証明書を交付する。ただし、身分証明書の有効期間は2年とする。

2 調査機関は、調査員が、次の各号に掲げるいずれかの該当するときは、調査員を解任する。

- (1) 介護保険法施行令第37条の7第3項に規定に該当するとき
- (2) 職務上の義務違反その他調査員としてふさわしくない行為があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

(調査員研修の実施)

第9条 調査機関は、調査員の資質向上に資するため、常に調査技術について指導を行うものとし、年に1回以上情報公表センター等の協力を得て調査員現任研修等を行う。

(その他)

第10条 調査事務の実施に関しては、この規程に定めるもののほか、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年5月1日（岩手県知事の認可を得た日）から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。